

災害対策を理由とする国家緊急権の創設に反対する会長声明

現在、与党自民党において、東日本大震災時の政府の対応の反省、すなわち災害対策を理由として、日本国憲法の改正に「緊急事態（国家緊急権）」の規定の新設について議論がなされている。

国家緊急権とは、戦争・内乱・恐慌・大規模な自然災害など、平時の統治機構をもっては対処できない非常事態において、国家の存立を維持するために、立憲的な憲法秩序を一時停止して非常措置をとる権限を指す。この権限が発動された場合、国は強大な権限を掌握することができるのに対し、国民は強い人権制約を強いられることになる。災害対策の名目のもとに、国家緊急権が創設されることは、非常に危険と言わざるを得ない。

そもそも、大日本帝国憲法には、国家緊急権の規定（戒厳大権（14条）など）があり、これにより、権力分立が形骸化し、あるいは基本的人権に重大な制約が課されたことから、日本国憲法には、国家緊急権の規定をあえて設けていないのである。

確かに、東日本大震災では、行政による初動対応の遅れが指摘されていた。しかし、それは、現行の災害法制の不備のためではなく、既存の法制度で対応可能であったにもかかわらず、事前の準備が不足していたために生じた事態に過ぎない。

そもそも、既に日本の災害法制は、諸外国と比較しても遜色のない程度に整備されている。例えば、災害非常事態の布告が行われた場合には、内閣の政令制定権を認めているし、内閣総理大臣に国民への協力要求を認める規定もある（災害対策基本法）。また、災害に限らず、緊急事態時において、内閣総理大臣は、警察庁長官を指揮し、警察官を管轄区域外に派遣させる規定（警察法72条、73条）もあるし、災害非常事態の布告がなくとも、防衛大臣は部隊を派遣できる規定（自衛隊法83条）もあり、災害時の対応は、既存法制度でも対応が可能である。

従って、国家緊急権は、災害対策を理由としてもその必要性を見出すことはできない。

他方、国家緊急権はひとたび創設されてしまえば、大災害時だけに発動されるとは限らない。時の政府にとって、絶対的な権力を掌握できることは極めて魅力的であり、非常事態という口実により、国家緊急権は濫用されやすい。国民の基本的人権の保障がひとたび後退すると、それを回復させるのが容易でないことは歴史が示すとおりである。

よって、当会は、東日本大震災における被災地の弁護士会として、災害対策を理由とする国家緊急権の創設に理由がないことを強く指摘し、さらに国家緊急権そのものが、国民に対し回復しがたい重大な人権侵害となる危険性が高いことから、国家緊急権創設の憲法改正に強く反対するものである。

2015年（平成27年）7月13日

青森県弁護士会

会長 竹本 真

